

◎農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び食品表示法の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）（抄）（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十九条の十四の二〔略〕</p> <p>（虚偽の表示の禁止）</p> <p>第十九条の十四の三 飲食料品の製造業者等は、販売の用に供する農林物資のうち飲食料品の原産地（原料又は材料の原産地を含む。）その他一般消費者の選択に資する事項の表示として政令で定める表示について、虚偽の表示をしてはならない。</p> <p>（虚偽の表示をした者に対する指示等）</p> <p>第十九条の十四の四 前条の規定に違反して表示をした者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣は、その者に対して、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の指示をすることができる。ただし、第十九条の二の規定による命令、第十九条の六第三項において読み替えて準用する第十九条の二の規定による請求、第十九条の十四第一項の規定による指示又は第十九条の十六の規定による処分をすることができる場合は、この限りでない。</p> <p>2 第十九条の十四第三項から第五項までの規定は、前項の規定による指示について準用する。</p>	<p>第十九条の十四の二〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

3 第十九条の十四の二の規定は、第一項の規定による指示及び前項において準用する第十九条の十四第四項の規定による命令について準用する。

第十九条の十五 [略]

(報告及び立入検査)

第二十条 [略]

2 [略]

3 内閣総理大臣又は農林水産大臣(第十九条の十四第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理大臣)は、この法律の施行に必要な限度において、農林物資(飲食料品以外の農林物資の製造業者等にあつては、第十九条の十三第三項の規定により品質に関する表示の基準が定められているものに限る。)の製造業者等に対し、品質に関する表示に必要なる報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 5 6 [略]

(内閣総理大臣又は農林水産大臣に対する申出)

第二十一条の二 [略]

第十九条の十五 [略]

(報告及び立入検査)

第二十条 [略]

2 [略]

3 内閣総理大臣又は農林水産大臣(第十九条の十四第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理大臣)は、この法律の施行に必要な限度において、第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等に対し、品質に関する表示に必要なる報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 5 6 [略]

(内閣総理大臣又は農林水産大臣に対する申出)

第二十一条の二 [略]

2 内閣総理大臣又は農林水産大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第十九条の十三、第十九条の十四及び第十九条の十四の四に規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一〇七 〔略〕

八 第十九条の十四第四項(第十九条の十四の四第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

2 内閣総理大臣又は農林水産大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第十九条の十三及び第十九条の十四に規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一〇七 〔略〕

八 第十九条の十四第四項の規定による命令に違反した者

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 食品表示基準等（第四条—第六条）</p> <p>第三章 不適正な表示に対する措置（第七条—第十二条）</p> <p>第四章 差止請求及び申出（第十三条・第十四条）</p> <p>第五章 雑則（第十五条—第十八条）</p> <p>第六章 罰則（第十九条—第二十五条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「食品」とは、全ての飲食物（薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品を除き、食品衛生法第四条第二項に規定する添加物（第四条第一項第一号及び第十三条において単に「添加物」という。）を含む。）をいう。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第二章 食品表示基準等</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 食品表示基準（第四条・第五条）</p> <p>第三章 不適正な表示に対する措置（第六条—第十条）</p> <p>第四章 差止請求及び申出（第十一条・第十二条）</p> <p>第五章 雑則（第十三条—第十六条）</p> <p>第六章 罰則（第十七条—第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「食品」とは、全ての飲食物（薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品を除き、食品衛生法第四条第二項に規定する添加物（第四条第一項第一号及び第十一条において単に「添加物」という。）を含む。）をいう。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第二章 食品表示基準</p>

(食品表示基準の策定等)

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。

第七条第八項及び第十三条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第八条第八項及び第十三条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 [略]

2～6 [略]

第五条 [略]

(虚偽の表示の禁止)

第六条 食品関連事業者は、販売の用に供する食品の原産地（原料又は材料の原産地を含む。）その他消費者の選択に資する事項の表示として政令で定める表示について、虚偽の表示をしてはならない。

(指示等)

(食品表示基準の策定等)

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。

第六条第八項及び第十一条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 [略]

2～6 [略]

第五条 [略]

[新設]

(指示等)

第七条 [略]

第八条 第六条の規定に違反して食品（酒類を除く。）に関する表示をした者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣は、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の指示をすることができる。ただし、前条第一項の規定による指示又は農林物資の規格化等に関する法律第十九条の二の規定による命令若しくは同法第十九条の六第三項において読み替えて準用する同法第十九条の二の規定による請求をすることができる場合は、この限りでない。

2 第六条の規定に違反して酒類に関する表示をした者があるときは、内閣総理大臣又は財務大臣は、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の指示をすることができる。ただし、前条第三項の規定による指示をすることができる場合は、この限りでない。

3 前条第二項及び第六項の規定は第一項の規定による指示について、同条第四項及び第七項の規定は前項の規定による指示について、同条第五項の規定は前二項の規定による指示について、それぞれ準用する。

(公表)

第九条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前二条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならぬ。

第六条 [略]

[新設]

(公表)

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならぬ。

(立入検査等)

第十条 [略]

2 農林水産大臣は、第七条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項若しくは同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項又は第六条の政令で定める表示に係る事項に関し販売の用に供する食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3 財務大臣は、第七条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項以外の表示事項若しくは同項の内閣府令・財務省令で定める遵守事項以外の遵守事項又は第六条の政令で定める表示に係る事項に関し販売の用に供する酒類に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する酒類に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場

(立入検査等)

第八条 [略]

2 農林水産大臣は、第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3 財務大臣は、第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・財務省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する酒類に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する酒類に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する酒類に関する表

所に立ち入り、販売の用に供する酒類に関する表示の状況若しくは酒類、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

4〔9〕〔略〕

第十一条〔第十三条〕〔略〕

(内閣総理大臣等に対する申出)

第十四条 何人も、販売の用に供する食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣府令・農林水産省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣又は農林水産大臣(当該食品に関する表示が適正でないことが第七条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項又は遵守事項のみに係るものである場合にあっては、内閣総理大臣)に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 何人も、販売の用に供する酒類に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣府令・財務省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣又は財務大臣(当該酒類に関する表示が適正でないことが第七条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項又は遵守事項のみに係るものである場合にあっては、内閣総理大臣)に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

示の状況若しくは酒類、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

4〔9〕〔略〕

第九条〔十一条〕〔略〕

(内閣総理大臣等に対する申出)

第十二条 何人も、販売の用に供する食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣府令・農林水産省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣又は農林水産大臣(当該食品に関する表示が適正でないことが第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項又は遵守事項のみに係るものである場合にあっては、内閣総理大臣)に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 何人も、販売の用に供する酒類に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣府令・財務省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣又は財務大臣(当該酒類に関する表示が適正でないことが第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項又は遵守事項のみに係るものである場合にあっては、内閣総理大臣)に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

3 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前二項の規定による申出があつた場合には、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第四条、第七条又は第八条の規定による措置その他の適切な措置をとらなければならない。

第十五条～第十八条 〔略〕

第十九条 第七条第八項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十条 第七条第八項の内閣府令で定める事項について、食品表示基準に従つた表示がされていない食品の販売をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十一条 〔略〕

第二十二条 第七条第五項（第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項から第三項までの規定による報告若しくは物件

3 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前二項の規定による申出があつた場合には、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第四条又は第六条の規定による措置その他の適切な措置をとらなければならない。

第十三条～第十六条 〔略〕

第十七条 第六条第八項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十八条 第六条第八項の内閣府令で定める事項について、食品表示基準に従つた表示がされていない食品の販売をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十九条 〔略〕

第二十条 第六条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項から第三項までの規定による報告若しくは物件

の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第一項から第三項まで若しくは第十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第十条第一項の規定による収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十四条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第十九条 三億円以下の罰金刑

二 第二十条から第二十二条まで 一億円以下の罰金刑

三 前条 同条の罰金刑

2 〔略〕

第二十五条 第十二条の規定による命令に違反したときは、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改

の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第一項から第三項まで若しくは第九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第八条第一項の規定による収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十二条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第十七条 三億円以下の罰金刑

二 第十八条から第二十条まで 一億円以下の罰金刑

三 前条 同条の罰金刑

2 〔略〕

第二十三条 第十条の規定による命令に違反したときは、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改

正)

第六条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林物資の規格化等に関する法律

目次中「品質表示等」を「飲食料品以外の農林物資の品質表示等」に、「第二十三条の二」を「第二十四条」に改める。

第一条中「ともに、」の下に「飲食料品以外の」を加え、「行なわせることによつて」を「行わせることによつて、食品表示法(平成二十五年法律第七十号)による措置と相まつて、」に改める。

第七条第三項中「第十九条の十三第一項に規定する」を削り、「同条第三項」を「第十九条の十三第一項」に、「を定めない」を「(生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資のこれらの方法についての基準を除く。)を定めない」に改め、同項ただし書中「同条第一項から第三項まで」を「食品表示法第四条第六項に規定する食品表示基準において定められた事項及び第十九条の十三第一項」に改める。

第十五条第一項、第十八条第一項第四号及び第九号並びに第十九条の四中「若しくは容器」を「容器若しくは送り状」に改める。

第十九条の九第二項第五号中「必要な報告」の下に「又は帳簿、書類その他の物件の提出」を、「その報告」の下に「若しくは物件の提出」を、「虚偽の報告」の下に「若しくは虚偽の物件の提出」を加え、同項第六号中「又は帳簿」を「若しくは帳簿」に、「検査

正)

第六条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林物資の規格化等に関する法律

目次中「品質表示等」を「飲食料品以外の農林物資の品質表示等」に、「第二十三条の二」を「第二十四条」に改める。

第一条中「ともに、」の下に「飲食料品以外の」を加え、「行なわせることによつて」を「行わせることによつて、食品表示法(平成二十五年法律第七十号)による措置と相まつて、」に改める。

第七条第三項中「第十九条の十三第一項に規定する」を削り、「同条第三項」を「第十九条の十三第一項」に、「を定めない」を「(生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資のこれらの方法についての基準を除く。)を定めない」に改め、同項ただし書中「同条第一項から第三項まで」を「食品表示法第四条第六項に規定する食品表示基準において定められた事項及び第十九条の十三第一項」に改める。

第十五条第一項、第十八条第一項第四号及び第九号並びに第十九条の四中「若しくは容器」を「容器若しくは送り状」に改める。

第十九条の九第二項第五号中「必要な報告」の下に「又は帳簿、書類その他の物件の提出」を、「その報告」の下に「若しくは物件の提出」を、「虚偽の報告」の下に「若しくは虚偽の物件の提出」を加え、同項第六号中「又は帳簿」を「若しくは帳簿」に、「検査

を」を「検査をさせ、又は登録外国認定機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者に質問を」に、「又は忌避された」を「若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされた」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化

第十九条の十三中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第五項とする。

第十九条の十三の二中「から第三項まで」を削り、「従い、」の下に「飲食料品以外の」を加える。

第十九条の十四第一項を削り、同条第二項中「第十九条の十三第三項」を「第十九条の十三第一項」に改め、「農林水産大臣」の下に「(内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣)」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「指示を」を「指示(第一号に掲げる大臣にあつては、同項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法に係るものを除く。)」を「に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

を」を「検査をさせ、又は登録外国認定機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者に質問を」に、「又は忌避された」を「若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされた」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化

第十九条の十三中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第五項とする。

第十九条の十三の二中「から第三項まで」を削り、「従い、」の下に「飲食料品以外の」を加える。

第十九条の十四第一項を削り、同条第二項中「第十九条の十三第三項」を「第十九条の十三第一項」に改め、「農林水産大臣」の下に「(内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣)」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「指示を」を「指示(第一号に掲げる大臣にあつては、同項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法に係るものを除く。)」を「に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第十九条の十四の三及び第十九条の十四の四を削る。

第二十条の見出しを「(立入検査等)」に改め、同条第一項中「対し」を「若しくはその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に対し」に、「報告」を「報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出」に、「登録認定機関の」を「これらの者の」に、「倉庫」を「倉庫その他の場所」に、「検査させる」を「検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第二項中「若しくは指定農林物資の」を「指定農林物資の」に、「に対し、その格付」を「若しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、格付」に、「報告」を「報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出」に、「検査させる」を「検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第三項中「農林物資(飲食料品以外の農林物資の製造業者等)にあつては、第十九条の十三第三項の規定により品質に関する表示の基準が定められているものに限る。」の製造業者等」を「第十九条の十三第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者」に、「報告」を「報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出」に、「検査させる」を「検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第四項及び第五項中「立入検査」の下に「又は質問」を加える。

第二十条の二の見出し中「立入検査」を「立入検査等」に改め、同条第一項中「登録認定機関」の下に「又はその登録認定機関とそ

第二十条の見出しを「(立入検査等)」に改め、同条第一項中「対し」を「若しくはその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に対し」に、「報告」を「報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出」に、「登録認定機関の」を「これらの者の」に、「倉庫」を「倉庫その他の場所」に、「検査させる」を「検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第二項中「若しくは指定農林物資の」を「指定農林物資の」に、「に対し、その格付」を「若しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、格付」に、「報告」を「報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出」に、「検査させる」を「検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第三項中「から第三項まで」を削り、「に対し」を「若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し」に、「報告」を「報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出」に、「検査させる」を「検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第四項及び第五項中「立入検査」の下に「又は質問」を加える。

第二十条の二の見出し中「立入検査」を「立入検査等」に改め、同条第一項中「登録認定機関」の下に「又はその登録認定機関とそ

の業務に関して関係のある事業者」を加え、「倉庫」を「倉庫その他の場所」に、「又は帳簿」を「若しくは帳簿」に、「検査させる」を「検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第二項中「又は農林物資」を「若しくは農林物資」に、「検査させる」を「検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第三項中「立入検査」の下に「又は質問」を加え、「又は農林物資」を「若しくは農林物資」に、「検査させる」を「検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第四項から第七項までの規定中「立入検査」の下に「又は質問」を加える。

第二十条の三中「立入検査」の下に「又は質問」を加える。

第二十一条の二第一項中「農林物資」を「農林物資以外の農林物資」に改め、同条第二項中「第十九条の十四及び第十九条の十四の四」を「及び第十九条の十四」に改める。

第二十一条の三中「農林物資」を「農林物資以外の農林物資」に改める。

第二十三条の二を削る。

第二十四条第八号中「第十九条の十四第四項（第十九条の十四の四第二項において準用する場合を含む。）」を「第十九条の十四第三項」に改める。

第二十七条第四号を次のように改める。

四 第二十条第一項から第三項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の

の業務に関して関係のある事業者」を加え、「倉庫」を「倉庫その他の場所」に、「又は帳簿」を「若しくは帳簿」に、「検査させる」を「検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第二項中「又は農林物資」を「若しくは農林物資」に、「検査させる」を「検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第三項中「立入検査」の下に「又は質問」を加え、「又は農林物資」を「若しくは農林物資」に、「検査させる」を「検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させる」に改め、同条第四項から第七項までの規定中「立入検査」の下に「又は質問」を加える。

第二十条の三中「立入検査」の下に「又は質問」を加える。

第二十一条の二第一項及び第二十一条の三中「農林物資」を「農林物資以外の農林物資」に改める。

第二十三条の二を削る。

第二十四条第八号中「第十九条の十四第四項」を「第十九条の十四第三項」に改める。

第二十七条第四号を次のように改める。

四 第二十条第一項から第三項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の

提出をし、又は同条第一項から第三項まで若しくは第二十条の二第一項から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十八条第五号を削る。

第二十九条第一項第一号中「第二十三条の二又は」を削る。

(独立行政法人国立健康・栄養研究所法の一部改正)

第八条 独立行政法人国立健康・栄養研究所法(平成十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第三号中、「第三十二条第三項」を削り、「第三十二条の三第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同項に次の号を加える。

四 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第十条第一項の規定により収去された食品の試験を行うこと。

第十四条第一項第二号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改める。

(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正)

第九条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資」を「農林物資等」に改める。

提出をし、又は同条第一項から第三項まで若しくは第二十条の二第一項から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十八条第五号を削る。

第二十九条第一項第一号中「第二十三条の二又は」を削る。

(独立行政法人国立健康・栄養研究所法の一部改正)

第八条 独立行政法人国立健康・栄養研究所法(平成十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第三号中、「第三十二条第三項」を削り、「第三十二条の三第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同項に次の号を加える。

四 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第八条第一項の規定により収去された食品の試験を行うこと。

第十四条第一項第二号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改める。

(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正)

第九条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資」を「農林物資等」に改める。

第十条第一項第三号中「又は」の下に「飲食料品以外の」を、「定められた農林物資」の下に「及び食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準が定められた同法第十二条第一項に規定する食品（酒類を除く。）」を加え、同項第五号中「農林物資」の下に「及び食品（次号において「農林物資等」という。）」を加え、「品質に関する」を削り、同項第六号中「第三号に規定する農林物資」を「農林物資等」に改め、同条第二項第一号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「検査及び」の下に「質問並びに」を、「立入検査」の下に「及び質問」を加え、同項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 食品表示法第十一条第一項の規定による立入検査及び質問

（消費者契約法の一部改正）

第十条 消費者契約法の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「又は特定商取引に関する法律」を、「特定商取引に関する法律」に改め、「第五十八条の二十四まで」の下に「又は食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第十三条」を加える。

第四十三条第二項に次の一号を加える。

四 食品表示法第十三条 同条に規定する食品関連事業者の行為

第十条第一項第三号中「又は」の下に「飲食料品以外の」を、「定められた農林物資」の下に「及び食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準が定められた同法第十二条第一項に規定する食品（酒類を除く。）」を加え、同項第五号中「農林物資」の下に「及び食品（次号において「農林物資等」という。）」を加え、「品質に関する」を削り、同項第六号中「第三号に規定する農林物資」を「農林物資等」に改め、同条第二項第一号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「検査及び」の下に「質問並びに」を、「立入検査」の下に「及び質問」を加え、同項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 食品表示法第九条第一項の規定による立入検査及び質問

（消費者契約法の一部改正）

第十条 消費者契約法の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「又は特定商取引に関する法律」を、「特定商取引に関する法律」に改め、「第五十八条の二十四まで」の下に「又は食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第十一条」を加える。

第四十三条第二項に次の一号を加える。

四 食品表示法第十一条 同条に規定する食品関連事業者の行為

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

第十四条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中第十四号の二を第十四号の三とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)の規定による販売の用に供する食品に関する表示の適正の確保に関すること。

第四条第十七号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「から第三項まで」及び「及び同法第十九条の十四の三に規定する表示」を削り、同条第二十号中、「同法第三十一条第一項に規定する栄養表示基準」を削り、「第三十二条の二第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

第六条第二項第四号中「不当景品類及び不当表示防止法」の下に「、食品表示法」を加え、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十五条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「日本農林規格及び」を「日本農林規格並びに食

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

第十四条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中第十四号の二を第十四号の三とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)の規定による販売の用に供する食品に関する表示の適正の確保に関すること。

第四条第十七号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「から第三項まで」を削り、同条第二十号中、「同法第三十一条第一項に規定する栄養表示基準」を削り、「第三十二条の二第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

第六条第二項第四号中「不当景品類及び不当表示防止法」の下に「、食品表示法」を加え、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十五条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「及び」を「並びに食品表示法(平成二十五年法

品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準（酒類に係るものを除く。）及び飲食料品以外の」に、「（農林物資の品質に関する表示）」を「（これら）」に、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十四の三」を「同法第六条」に改め、同条第十七号中「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準（酒類に係るものを除く。）及び飲食料品以外の」に、「（農林物資の品質に関する表示）」を「（これら）」に改め、同条第十七号中「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一～十六 〔略〕</p> <p>十七 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の十三第一項から第三項までに規定する基準及び同法第十九条の十四の三に規定する表示に関すること。</p> <p>十八～二十七 〔略〕</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一～十六 〔略〕</p> <p>十七 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の十三第一項から第三項までに規定する基準に関すること。</p> <p>十八～二十七 〔略〕</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>五 日本農林規格及び農林物資の品質に関する表示の基準に関する<u>こと（農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関することを除く。）並びに農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の十四の三に規定する表示に関すること。</u></p> <p>六～八十七 〔略〕</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>五 日本農林規格及び農林物資の品質に関する表示の基準に関する<u>こと（農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関することを除く。）。</u></p> <p>六～八十七 〔略〕</p>